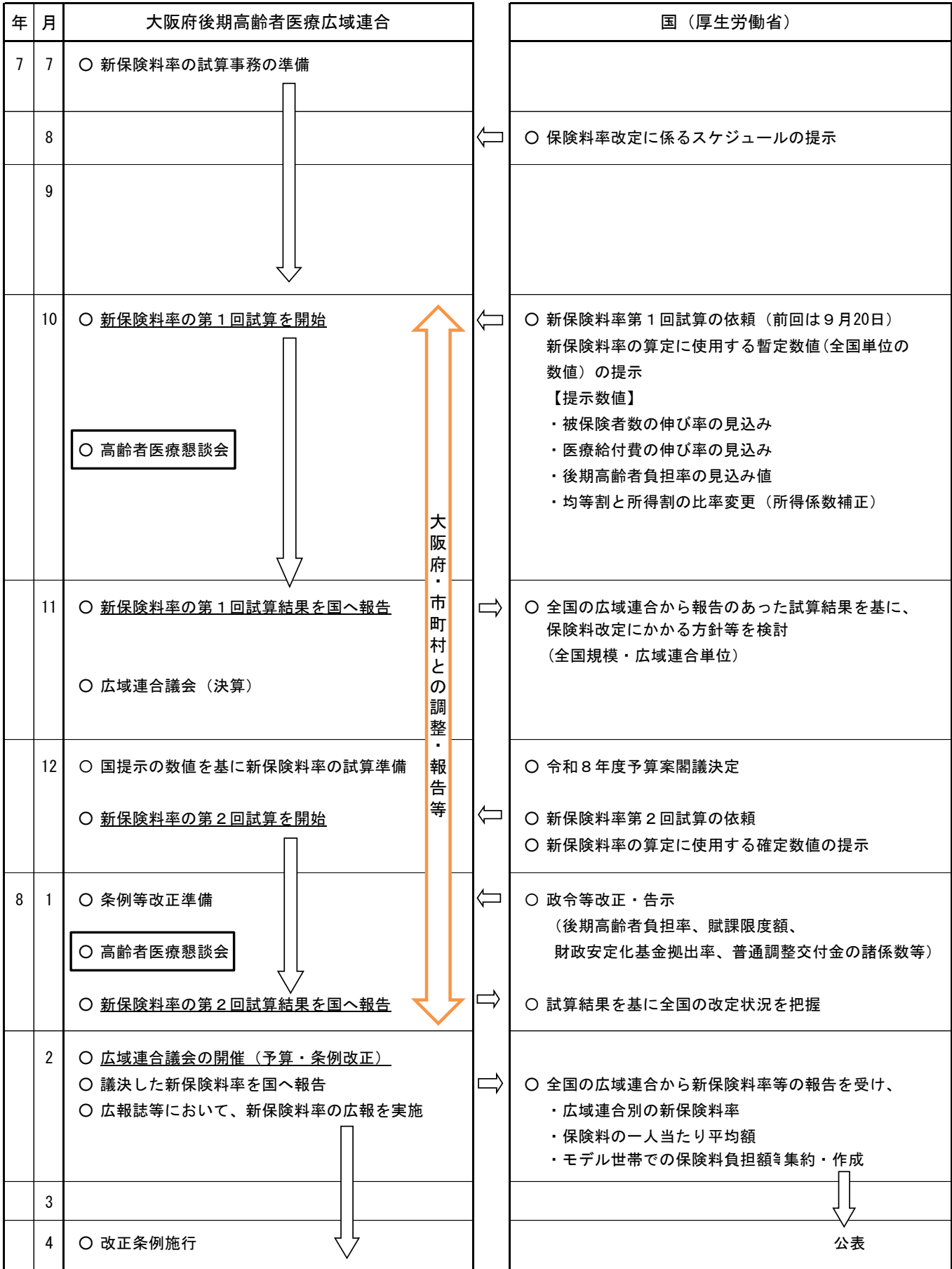


第10期（令和8・9年度）の新保険料率の算定に係るスケジュール（案）



(参考) 保険料率 経緯 (大阪府後期高齢者医療)

第1期 (平成20・21年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 47,415円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 8.68%
年間限度額 500,000円				

第2期 (平成22・23年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 49,036円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 9.34%
年間限度額 500,000円				

第3期 (平成24・25年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,828円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.17%
年間限度額 550,000円				

第4期 (平成26・27年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 52,607円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.41%
年間限度額 570,000円				

第5期 (平成28・29年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,649円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.41%
年間限度額 570,000円				

第6期 (平成30・31年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,491円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 9.90%
年間限度額 620,000円				

第7期 (令和2・3年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 54,111円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.52%
年間限度額 640,000円				

第8期 (令和4・5年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 54,461円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 11.12%
年間限度額 640,000円				

第9期 (令和6・7年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 57,172円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 11.75%(※)
年間限度額 800,000円(※)				

(※) 令和6年度の激変緩和措置対象者は、所得割率10.94%、年間限度額730,000円を適用。

子ども・子育て支援金制度における 給付と拠出の試算について

令和6年3月29日

こども家庭庁 支援金制度等準備室

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 <small>* 多子加算のカウント方法を見直し</small>	

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

- ①妊娠届出時（5万円相当）
- ②出生届出時（5万円相当×こどもの数）

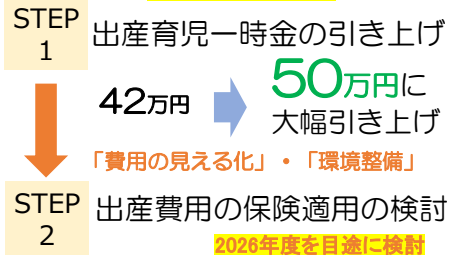
✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



子育て世帯への住宅支援

✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸 実施中

✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ
2024年2月から実施

高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施
- ✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化 2025年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和 2024年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓ 「こども誰でも通園制度」を創設

- ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

- ・ 76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
- ・ 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
- ・ 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓ 多様な支援ニーズへの対応

- ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
- ・ 児童扶養手当の拡充 拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）
- ・ 補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）

→ 男性育休を当たり前に ※2022年度：17.13%

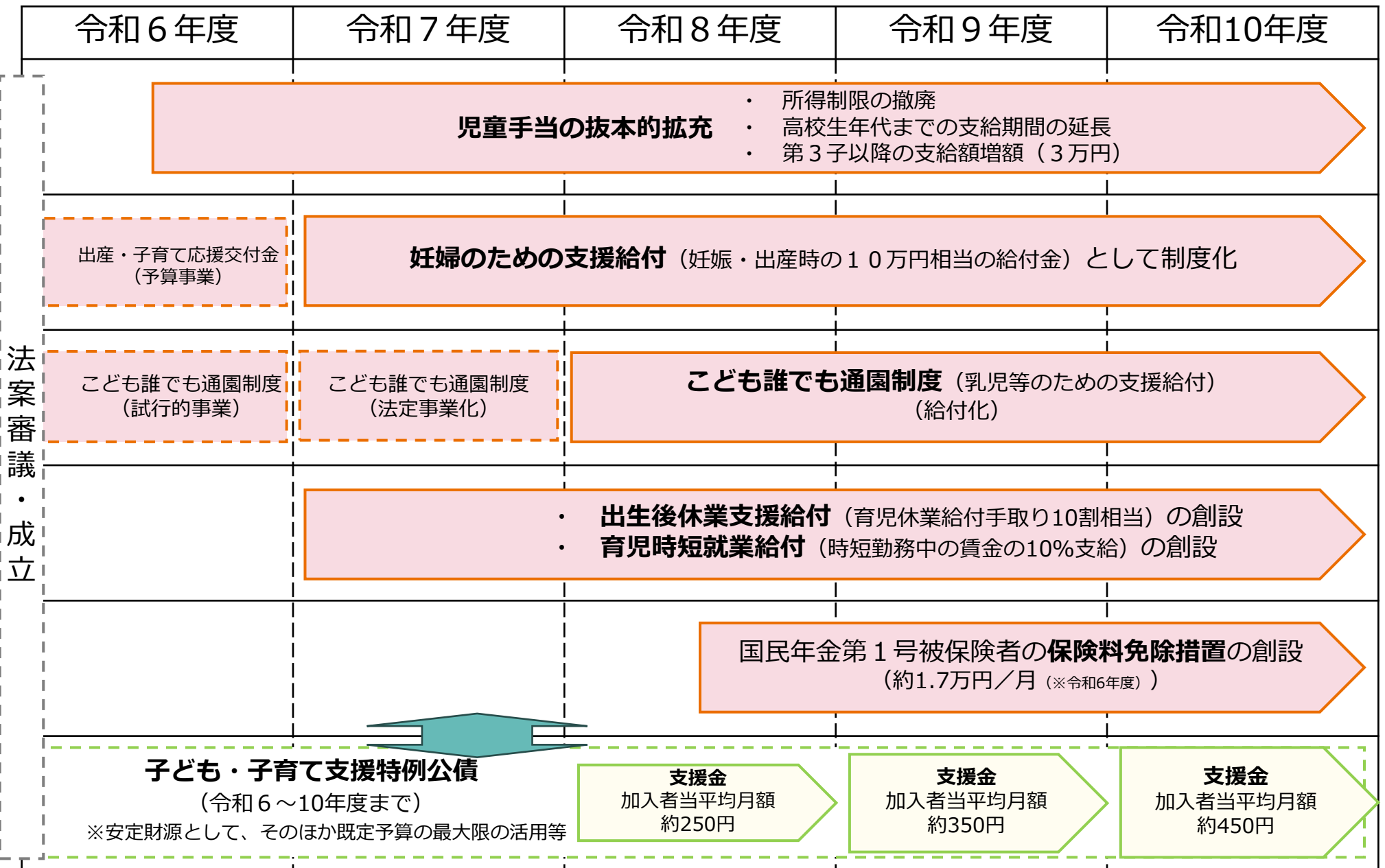
- ✓ 育休休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
・ 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置 公布の日から1年6月以内に政令で定める日から実施
- ・ 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ

注）上記項目のうち、法律改正が必要な事項は、所要の法案を本通常国会に提出。

加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



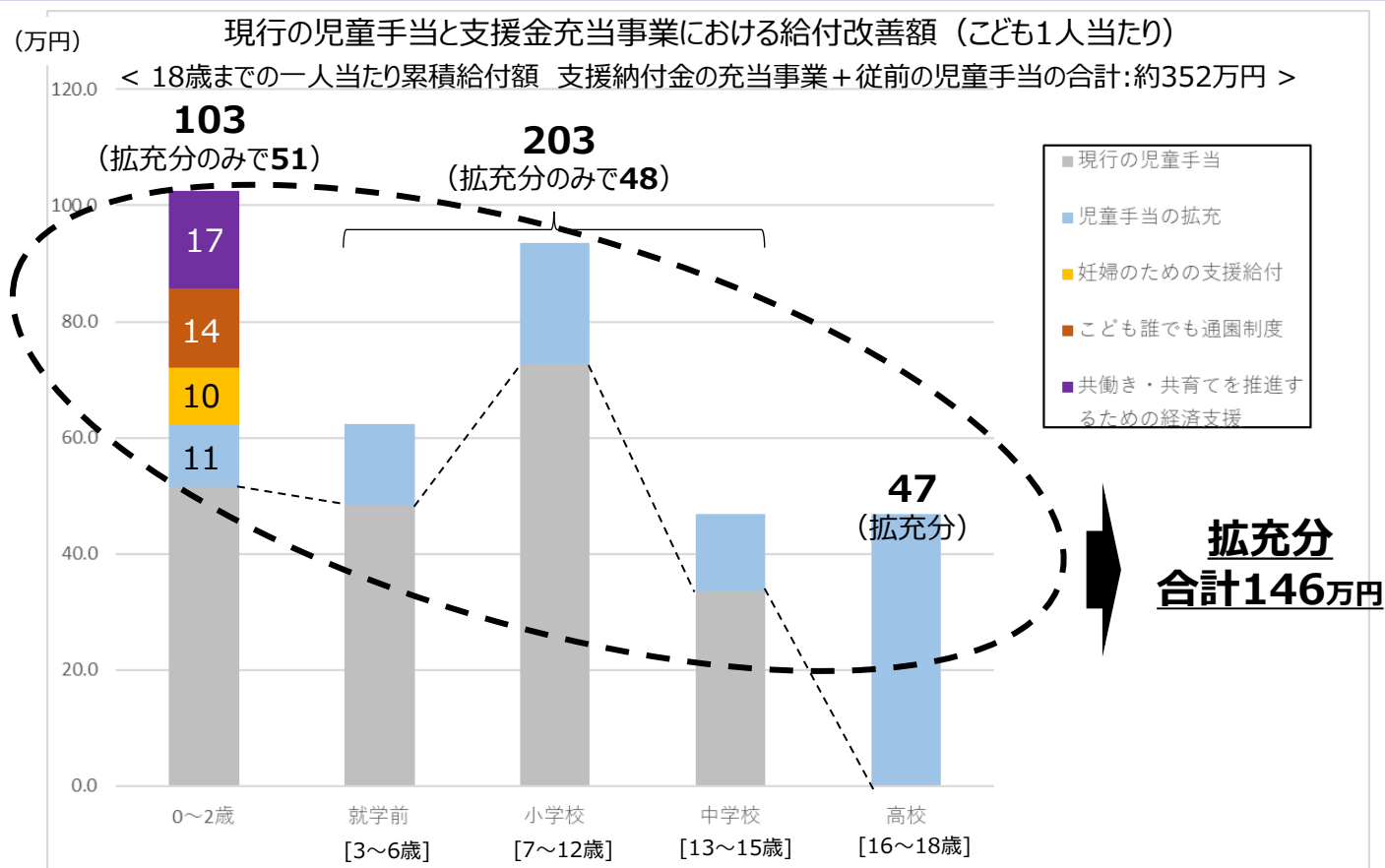
歳出改革・賃上げに向けた取組を先行・継続

支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）

○ 子ども・子育て支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業（児童手当（今般の拡充分に限る）、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）、こども誰でも通園制度、共働き・共育てを推進するための経済支援）について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。

※ 「加速化プラン」（総額3.6兆円）の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



支援金による医療保険加入者1人当たり拠出（平均）月約450円（※19年間の単純合計は約10万円）

※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額（令和10年度所要額（見込）を基とした対象年齢ごとの単純平均額）を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。

※共働き・共育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。

※児童手当については拡充分（所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額）を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。こども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円（令和10年度）をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額（総額約1.5兆円）をベースに試算。

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （2）	（参考） ①／②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとともに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの方では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。

*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳〜）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40〜64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

(参考) 子ども・子育て支援納付金の按分 (イメージ)

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額

(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費 (※) の計 1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢者

【8.3%】 ※R10見込み。
R8・9は8% (法定)

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

(現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり)

国保と被用者保険の加入者数により按分

2,500万人

国保
【23%】

7,400万人

被用者保険
【68%】

3,000億円程度

(現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり)

総報酬により按分

3,800万人

協会けんぽ
【30%】

2,700万人

健保組合
【28%】

940万人

共済
組合等
【10%】

3,900億円程度

3,700億円程度

1,300億円程度

(労使折半)

事業主が0.4兆円程度を拠出

(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費)

後期高齢医療制度 とそれ以外

国保と被用者保険

被用者保険間

制度施行状況

(資料2)

○被保険者数の推移について 全被保険者数

		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	20年4月との 比較(%)	(再掲) 窓口負担割合	構成比 (%)
平成20年	4月末	723,702			3割	9.96
令和2年	4月末	1,173,097		162.10	3割	7.23
令和3年	4月末	1,177,228	4,131	162.67	3割	7.11
令和4年	4月末	1,208,881	31,653	167.04	3割	7.15
令和5年	4月末	1,261,580	52,699	174.32	3割	7.60
					2割	19.19
令和6年	4月末	1,309,503	47,923	180.95	3割	7.52
					2割	18.79
令和7年	4月末	1,340,707	31,204	185.26	3割	7.83
					2割	19.23

(内訳)

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	被保険者数(人)	対前年 増減数(人)
平成20年	4月末	695,662		28,040	
令和2年	4月末	1,161,793		11,304	
令和3年	4月末	1,166,619	4,826	10,609	▲ 695
令和4年	4月末	1,199,429	32,810	9,452	▲ 1,157
令和5年	4月末	1,253,659	54,230	7,921	▲ 1,531
令和6年	4月末	1,302,650	48,991	6,853	▲ 1,068
令和7年	4月末	1,334,647	31,997	6,060	▲ 793

※「▲」はマイナス

○被保険者年齢構成 (令和7年4月末現在)

年齢階層	被保険者数(人)	構成比(%)
65～69歳	1,691	0.13
70～74歳	4,369	0.33
小計(65～74歳)	6,060	0.45
75～79歳	522,304	38.96
80～84歳	407,451	30.39
85～89歳	252,312	18.82
90～94歳	116,400	8.68
95～99歳	31,585	2.36
100歳～	4,595	0.34
小計(75歳～)	1,334,647	99.55
合計	1,340,707	100.00

平均年齢	81.32 歳
------	---------

○ 都道府県別75歳以上の人口と総人口に占める割合

	令和6年(2024年)			令和12年(2030年)			割合の差 (%)
	①総人口 (千人)	②75歳以上人口 (千人)	割合(②/①) (%)	①総人口 (千人)	②75歳以上人口 (千人)	割合(②/①) (%)	
全国計	123,802	20,777	16.8	120,116	22,613	18.8	2.0
北海道	5,043	945	18.7	4,792	1,056	22.0	3.3
青森	1,165	227	19.5	1,077	252	23.4	3.9
岩手	1,145	225	19.7	1,066	245	23.0	3.3
宮城	2,248	357	15.9	2,172	408	18.8	2.9
秋田	897	198	22.1	819	215	26.3	4.2
山形	1,011	199	19.7	945	219	23.2	3.5
福島	1,743	311	17.8	1,640	354	21.6	3.7
茨城	2,806	477	17.0	2,688	542	20.2	3.2
栃木	1,885	309	16.4	1,802	357	19.8	3.4
群馬	1,890	333	17.6	1,815	370	20.4	2.8
埼玉	7,332	1,164	15.9	7,224	1,282	17.7	1.9
千葉	6,251	1,020	16.3	6,179	1,109	17.9	1.6
東京	14,178	1,876	13.2	14,349	1,944	13.5	0.3
神奈川	9,225	1,408	15.3	9,122	1,528	16.8	1.5
新潟	2,099	402	19.2	1,974	442	22.4	3.2
富山	997	197	19.8	942	209	22.2	2.4
石川	1,098	196	17.9	1,057	214	20.2	2.4
福井	739	133	18.0	703	145	20.6	2.6
山梨	791	143	18.1	749	157	21.0	2.9
長野	1,987	385	19.4	1,899	410	21.6	2.2
岐阜	1,916	348	18.2	1,820	375	20.6	2.4
静岡	3,527	629	17.8	3,386	686	20.3	2.4
愛知	7,460	1,121	15.0	7,346	1,207	16.4	1.4
三重	1,711	305	17.8	1,637	326	19.9	2.1
滋賀	1,402	215	15.3	1,376	242	17.6	2.3
京都	2,520	453	18.0	2,445	482	19.7	1.7
大阪	8,757	1,458	16.6	8,438	1,518	18.0	1.3
兵庫	5,337	941	17.6	5,145	1,013	19.7	2.1
奈良	1,285	249	19.4	1,215	272	22.4	3.0
和歌山	880	177	20.1	827	188	22.7	2.6
鳥取	531	100	18.8	503	111	22.1	3.2
島根	642	131	20.4	610	139	22.8	2.4
岡山	1,831	337	18.4	1,774	359	20.2	1.8
広島	2,714	482	17.8	2,618	519	19.8	2.1
山口	1,281	267	20.8	1,199	285	23.8	2.9
徳島	685	138	20.1	640	152	23.8	3.6
香川	917	175	19.1	875	188	21.5	2.4
愛媛	1,276	252	19.7	1,203	273	22.7	2.9
高知	656	142	21.6	608	151	24.8	3.2
福岡	5,092	811	15.9	4,989	915	18.3	2.4
佐賀	788	137	17.4	752	156	20.7	3.4
長崎	1,252	238	19.0	1,159	266	23.0	3.9
熊本	1,697	306	18.0	1,622	343	21.1	3.1
大分	1,085	213	19.6	1,031	234	22.7	3.1
宮崎	1,033	193	18.7	979	218	22.3	3.6
鹿児島	1,532	282	18.4	1,448	319	22.0	3.6
沖縄	1,466	172	11.7	1,459	217	14.9	3.1

全国計人口と都道府県別人口合計では四捨五入の関係で数値に相違があります。

資料出典 総務省統計局「人口推計 令和6年10月1日現在」(令和7年4月14日公表)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」(令和5年12月22日公表)

○所得階層別の被保険者数

(令和5年9月末現在)

所得額	被保険者数(人)	構成割合
所得なし	615,602	48.07%
30万円未満	108,656	8.48%
30万円以上 50万円未満	62,716	4.90%
50万円以上 100万円未満	130,409	10.18%
100万円以上 150万円未満	145,975	11.40%
150万円以上 200万円未満	89,630	7.00%
200万円以上 250万円未満	40,650	3.17%
250万円以上 300万円未満	20,859	1.63%
300万円以上 400万円未満	23,025	1.80%
400万円以上 500万円未満	11,001	0.86%
500万円以上 700万円未満	9,889	0.77%
700万円以上1000万円未満	6,982	0.55%
1000万円以上	12,073	0.94%
所得不詳	3,187	0.25%
合計	1,280,654	100%

均等割額のみ賦課
(被保険者の約6割)

均等割額及び所得割額を
賦課
(被保険者の約4割)

※所得は、収入から必要経費等を差し引いた所得総額(基礎控除前)。

※厚生労働省「令和5年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」の数値から作成。

○保険料率の推移

◆ 保険料率の推移

期別	年度	均等割額(年額)	所得割率	年間限度額
第1期	平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
第2期	平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円
第3期	平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円
第4期	平成26・27年度	52,607円	10.41%	57万円
第5期	平成28・29年度	51,649円	10.41%	57万円
第6期	平成30・31年度	51,491円	9.90%	62万円
第7期	令和2・3年度	54,111円	10.52%	64万円
第8期	令和4・5年度	54,461円	11.12%	66万円
第9期	令和6・7年度	57,172円	11.75%	80万円

※令和6年度は激変緩和措置が設けられています。

- ・年間限度額について、生年月日が昭和24年3月31日以前の者等は73万円。
- ・所得割率について、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は10.94%を適用。

○保険料の軽減措置

【均等割額の軽減措置(世帯の所得水準に応じた軽減及び元被扶養者への軽減)】

令和7年度 軽減割合	軽減後の均等割額(令和7年度)		適用人員	被保険者に 占める割合
	年額	月額		
7割	17,151円	1,429円	587,797人	43.13%
5割	28,586円	2,382円	4,821人	0.35%
			165,043人	12.11%
2割	45,737円	3,811円	177,601人	13.04%
合計			935,262人	68.63%

※資格取得後2年間に限り軽減

※令和7年度保険料確定賦課時の対象被保険者
1,362,779人に対する適用人数とその割合

【被保険者均等割額の軽減措置等】

(令和7年度 要件)

軽減割合	軽減判定基準
7割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)】を超えないとき
5割	要件① 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方で資格取得後2年間(※2)
	要件② 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円)+30万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)】を超えないとき
2割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)】を超えないとき

※1 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※2 世帯の所得水準に応じた保険料の軽減措置7割軽減を受けている場合は7割軽減が適用されます。

○保険料収納率の推移

年度	保険料収納率	増減数(対前年度)	(参考) 普通徴収収納率
平成20年度	98.40%		96.26%
平成21年度	98.56%	0.16%	96.87%
平成22年度	98.78%	0.22%	97.24%
平成23年度	98.93%	0.15%	97.58%
平成24年度	98.93%	0.00%	97.70%
平成25年度	99.01%	0.08%	97.90%
平成26年度	99.04%	0.03%	98.02%
平成27年度	99.09%	0.05%	98.18%
平成28年度	99.20%	0.11%	98.40%
平成29年度	99.25%	0.05%	98.47%
平成30年度	99.35%	0.10%	98.70%
令和元年度	99.36%	0.01%	98.69%
令和2年度	99.47%	0.11%	98.90%
令和3年度	99.51%	0.04%	99.00%
令和4年度	99.41%	▲0.10%	98.85%
令和5年度	99.44%	0.03%	98.91%
令和6年度	99.41%	▲0.03%	98.90%

(調定額と収納額・収入未済額)

(単位：円)

年度	調定額	収納額	(参考) 収入未済額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781	939,908,842
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186	867,529,534
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143	784,698,025
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476	715,152,207
平成24年度	74,371,811,609	73,572,718,301	799,093,308
平成25年度	76,282,862,143	75,525,747,541	757,114,602
平成26年度	78,971,004,070	78,215,351,289	755,652,781
平成27年度	80,135,160,817	79,409,296,749	725,864,068
平成28年度	83,875,918,173	83,202,679,899	673,238,274
平成29年度	88,269,552,556	87,604,938,914	664,613,642
平成30年度	90,564,522,696	89,980,357,205	584,165,491
令和元年度	94,779,835,824	94,175,929,230	603,906,594
令和2年度	102,843,276,093	102,298,358,782	544,917,311
令和3年度	103,710,595,761	103,205,399,137	505,196,624
令和4年度	112,923,386,892	112,255,843,247	667,543,645
令和5年度	116,184,563,728	115,532,836,127	651,727,601
令和6年度	129,016,375,595	128,258,809,432	757,566,163

市町村別保険料収納率(令和5年度～6年度)

令和5年度					令和6年度				
順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率	順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率
1位	千早赤阪村	119,496,079	119,496,079	100.00%	1位	千早赤阪村	134,364,408	134,364,408	100.00%
2位	田尻町	87,032,918	86,912,988	99.86%	2位	河南町	287,138,573	287,102,773	99.99%
3位	阪南市	825,326,206	824,015,134	99.84%	3位	田尻町	96,942,136	96,906,090	99.96%
4位	太子町	218,042,602	217,622,759	99.81%	4位	阪南市	914,001,956	912,591,903	99.85%
5位	交野市	1,421,452,964	1,418,437,895	99.79%	5位	岸和田市	2,658,811,101	2,653,319,827	99.79%
6位	河南町	266,833,491	266,238,881	99.78%	6位	豊能町	672,986,020	671,456,514	99.77%
7位	茨木市	4,155,469,560	4,145,876,394	99.77%	7位	枚方市	7,091,539,894	7,074,431,646	99.76%
8位	河内長野市	2,098,970,969	2,093,917,000	99.76%	8位	高石市	883,094,798	880,920,180	99.75%
9位	富田林市	1,729,684,974	1,725,318,302	99.75%	9位	交野市	1,559,335,518	1,555,271,752	99.74%
10位	豊能町	592,212,674	590,597,153	99.73%	10位	熊取町	761,424,788	759,437,841	99.74%
11位	和泉市	2,229,668,351	2,223,424,720	99.72%	11位	茨木市	4,631,087,327	4,617,730,222	99.71%
12位	枚方市	6,387,906,552	6,369,595,622	99.71%	12位	河内長野市	2,326,438,525	2,319,627,947	99.71%
13位	八尾市	3,682,288,490	3,670,889,262	99.69%	13位	富田林市	1,941,497,586	1,935,592,142	99.70%
14位	泉大津市	824,355,394	821,790,243	99.69%	14位	島本町	561,561,206	559,787,434	99.68%
15位	松原市	1,631,950,801	1,626,770,196	99.68%	15位	太子町	249,193,265	248,338,342	99.66%
16位	池田市	1,740,202,336	1,734,498,956	99.67%	16位	貝塚市	1,116,368,458	1,112,456,934	99.65%
17位	岸和田市	2,383,705,409	2,375,682,220	99.66%	17位	八尾市	4,046,592,682	4,032,408,134	99.65%
18位	高石市	804,294,782	801,476,707	99.65%	18位	四條畷市	854,333,040	851,262,654	99.64%
19位	泉佐野市	1,140,518,566	1,136,507,635	99.65%	19位	松原市	1,796,368,279	1,789,558,717	99.62%
20位	熊取町	668,006,529	665,617,935	99.64%	20位	羽曳野市	1,822,513,837	1,815,030,549	99.59%
21位	羽曳野市	1,649,718,164	1,643,781,146	99.64%	21位	高槻市	6,630,628,563	6,602,473,172	99.58%
22位	島本町	493,362,270	491,579,692	99.64%	22位	泉大津市	925,183,397	921,244,008	99.57%
23位	柏原市	973,549,471	969,656,454	99.60%	23位	池田市	1,918,196,707	1,909,764,914	99.56%
24位	貝塚市	1,010,559,661	1,006,506,792	99.60%	24位	泉佐野市	1,256,799,342	1,251,207,857	99.56%
25位	大阪狭山市	950,130,252	946,198,119	99.59%	25位	和泉市	2,524,521,771	2,512,857,202	99.54%
26位	高槻市	6,017,052,679	5,991,983,060	99.58%	26位	柏原市	1,095,539,124	1,090,330,070	99.52%
27位	箕面市	2,449,997,811	2,439,569,252	99.57%	27位	大東市	1,648,614,262	1,640,510,878	99.51%
28位	藤井寺市	936,411,133	932,371,981	99.57%	28位	大阪狭山市	1,061,003,660	1,055,721,802	99.50%
29位	四條畷市	772,690,225	769,337,895	99.57%	29位	忠岡町	220,899,907	219,778,879	99.49%
30位	能勢町	165,042,193	164,303,808	99.55%	30位	吹田市	5,905,048,688	5,873,656,921	99.47%
31位	守口市	1,751,130,500	1,742,257,597	99.49%	31位	泉南市	902,074,537	897,263,227	99.47%
32位	堺市	11,620,126,414	11,560,457,879	99.49%	32位	堺市	12,840,607,721	12,768,550,225	99.44%
33位	泉南市	809,515,896	805,350,597	99.49%	33位	箕面市	2,751,594,958	2,736,019,444	99.43%
34位	忠岡町	199,384,317	198,319,203	99.47%	34位	摂津市	1,292,656,977	1,285,330,038	99.43%
35位	吹田市	5,306,061,196	5,277,412,677	99.46%	35位	東大阪市	6,926,773,977	6,886,502,630	99.42%
36位	大東市	1,482,182,638	1,473,926,049	99.44%	36位	守口市	1,923,436,325	1,911,995,489	99.41%
37位	東大阪市	6,245,596,631	6,210,403,356	99.44%	37位	藤井寺市	1,030,439,550	1,023,800,459	99.36%
38位	摂津市	1,151,130,095	1,144,565,586	99.43%	38位	岬町	295,952,618	294,002,659	99.34%
39位	岬町	274,747,805	272,928,259	99.34%	39位	豊中市	6,835,344,187	6,788,256,903	99.31%
40位	豊中市	6,153,074,726	6,109,427,971	99.29%	40位	能勢町	188,854,306	187,495,788	99.28%
41位	寝屋川市	3,231,996,256	3,208,965,946	99.29%	41位	寝屋川市	3,571,483,270	3,543,978,789	99.23%
42位	門真市	1,447,423,424	1,436,887,493	99.27%	42位	門真市	1,572,991,342	1,558,749,139	99.09%
43位	大阪市	28,086,260,324	27,821,959,234	99.06%	43位	大阪市	31,292,137,009	30,991,722,930	99.04%
合計	合計	116,184,563,728	115,532,836,127	99.44%	合計	合計	129,016,375,595	128,258,809,432	99.41%

注:収納率は小数点第3位を四捨五入。

全国の広域連合における保険料収納率の推移(平成30年度～令和5年度)

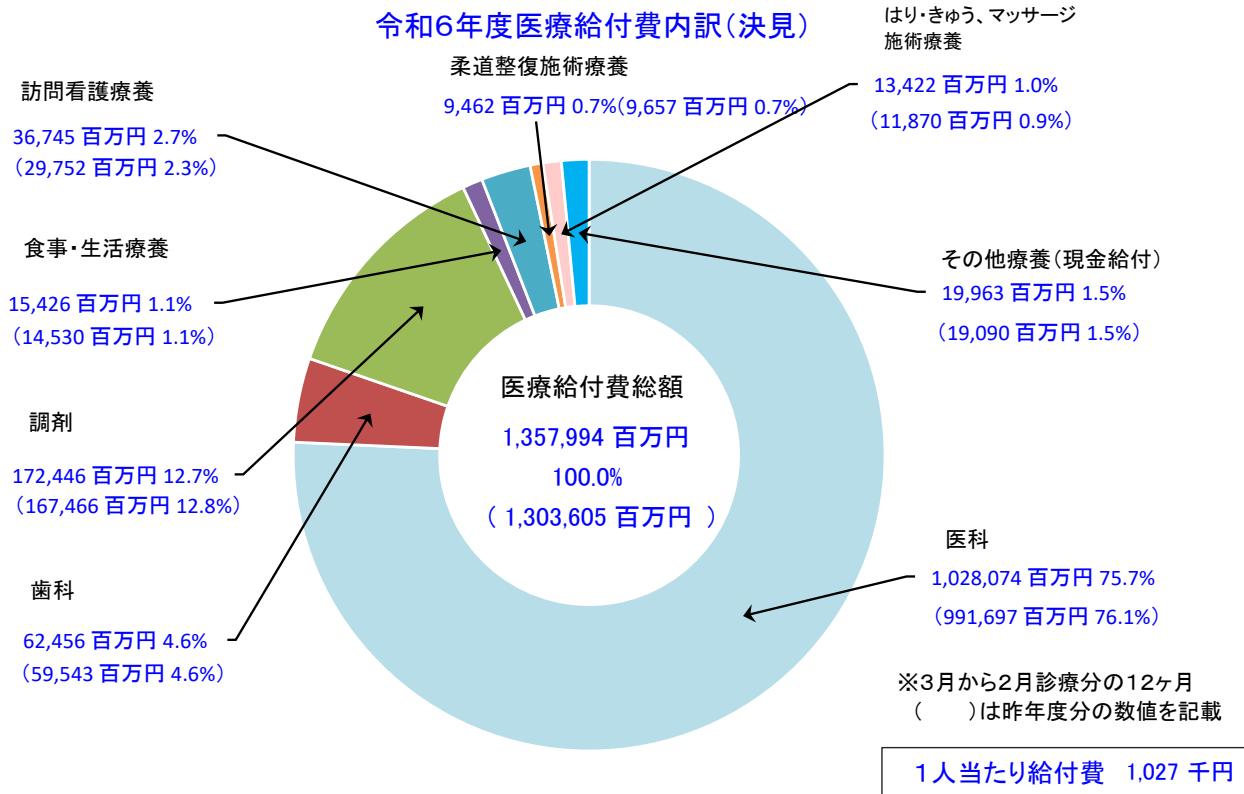
No.	都道府県 広域連合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	対前年度 比 (%)	順位	【再掲】 普通徴収 (%)	順位
1	北海道	99.45	99.49	99.58	99.59	99.60	99.60	0.00	21	99.24	3
2	青森県	99.28	99.37	99.53	99.47	99.42	99.44	0.02	41	98.47	47
3	岩手県	99.63	99.72	99.74	99.75	99.70	99.73	0.03	1	99.14	13
4	宮城県	99.41	99.46	99.53	99.60	99.56	99.52	-0.04	32	98.76	36
5	秋田県	99.57	99.59	99.78	99.60	99.63	99.65	0.02	14	98.82	33
6	山形県	99.57	99.57	99.67	99.68	99.68	99.69	0.01	9	99.02	18
7	福島県	99.47	99.43	99.59	99.65	99.58	99.61	0.03	20	98.88	26
8	茨城県	99.33	99.40	99.47	99.49	99.44	99.49	0.05	35	98.58	46
9	栃木県	99.37	99.36	99.54	99.54	99.49	99.51	0.02	34	98.69	38
10	群馬県	99.58	99.57	99.64	99.67	99.63	99.65	0.02	15	99.09	16
11	埼玉県	99.33	99.35	99.47	99.50	99.41	99.49	0.08	36	98.78	35
12	千葉県	99.33	99.27	99.42	99.44	99.35	99.45	0.10	40	98.68	40
13	東京都	98.97	98.95	99.19	99.21	99.09	99.15	0.06	47	98.65	41
14	神奈川県	99.48	99.43	99.57	99.58	99.48	99.56	0.08	29	99.14	11
15	新潟県	99.68	99.68	99.72	99.69	99.70	99.71	0.01	2	99.13	14
16	富山県	99.56	99.57	99.64	99.66	99.63	99.63	0.00	16	98.88	27
17	石川県	99.49	99.47	99.56	99.60	99.57	99.45	-0.12	39	98.63	42
18	福井県	99.53	99.56	99.59	99.61	99.55	99.58	0.03	26	98.91	24
19	山梨県	99.47	99.57	99.69	99.65	99.68	99.59	-0.09	24	99.00	20
20	長野県	99.67	99.67	99.72	99.73	99.70	99.70	0.00	6	99.17	8
21	岐阜県	99.56	99.57	99.63	99.63	99.58	99.57	-0.01	27	98.89	25
22	静岡県	99.38	99.41	99.53	99.55	99.51	99.51	0.00	33	98.84	32
23	愛知県	99.64	99.65	99.70	99.71	99.65	99.67	0.02	11	99.33	1
24	三重県	99.46	99.47	99.58	99.59	99.57	99.56	-0.01	28	98.86	28
25	滋賀県	99.63	99.65	99.73	99.71	99.70	99.70	0.00	5	99.16	10
26	京都府	99.33	99.31	99.43	99.47	99.39	99.43	0.04	43	98.85	29
27	大阪府	99.35	99.36	99.47	99.51	99.41	99.44	0.03	42	98.91	23
28	兵庫県	99.47	99.50	99.59	99.62	99.55	99.62	0.07	19	99.12	15
29	奈良県	99.58	99.61	99.70	99.71	99.70	99.70	0.00	7	99.32	2
30	和歌山県	99.51	99.58	99.67	99.62	99.58	99.59	0.01	23	99.00	21
31	鳥取県	99.60	99.61	99.65	99.70	99.67	99.67	0.00	12	99.02	17
32	島根県	99.79	99.72	99.81	99.80	99.73	99.70	-0.03	4	99.14	12
33	岡山県	99.51	99.53	99.64	99.66	99.64	99.63	-0.01	17	99.02	19
34	広島県	99.53	99.54	99.63	99.65	99.58	99.63	0.05	18	99.22	6
35	山口県	99.60	99.59	99.66	99.66	99.68	99.71	0.03	3	99.20	7
36	徳島県	99.37	99.36	99.47	99.47	99.44	99.39	-0.05	44	98.62	43
37	香川県	99.53	99.47	99.58	99.56	99.49	99.54	0.05	30	98.84	31
38	愛媛県	99.55	99.59	99.66	99.71	99.68	99.68	0.00	10	99.24	4
39	高知県	99.36	99.36	99.52	99.56	99.58	99.58	0.00	25	98.95	22
40	福岡県	99.27	99.29	99.49	99.51	99.37	99.38	0.01	45	98.62	44
41	佐賀県	99.67	99.70	99.80	99.75	99.73	99.67	-0.06	13	99.16	9
42	長崎県	99.50	99.52	99.62	99.63	99.58	99.60	0.02	22	98.85	30
43	熊本県	99.41	99.43	99.48	99.52	99.48	99.49	0.01	38	98.68	39
44	大分県	99.60	99.60	99.69	99.70	99.68	99.69	0.01	8	99.23	5
45	宮崎県	99.41	99.36	99.49	99.55	99.49	99.49	0.00	37	98.62	45
46	鹿児島県	99.46	99.48	99.60	99.58	99.53	99.53	0.00	31	98.80	34
47	沖縄県	99.05	99.08	99.24	99.39	99.24	99.32	0.08	46	98.70	37
	全国平均	99.40	99.40	99.53	99.54	99.47	99.51	0.04	—	98.92	—

※厚生労働省公表「後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」の「都道府県後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率」により作成。

医療給付費の年度別比較

	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決見)
医療給付費	1,232,347,520 千円	1,303,604,626 千円	1,357,993,933 千円
増減	68,266,998 千円	71,257,106 千円	54,389,307 千円
対前年度比	105.9 %	105.8 %	104.2 %
被保険者数平均 (3月～2月)	1,228,475 人	1,278,758 人	1,322,865 人
増減	43,327 人	50,283 人	44,107 人
1人当り給付費	1,003 千円	1,019 千円	1,027 千円
増減	21 千円	16 千円	8 千円
対前年度比	102.1 %	101.6 %	100.8 %

注) 医療給付費は、保険給付費から審査支払手数料、葬祭費、傷病手当金を除いたもの。



1人当たり医療費の状況【年度別、都道府県別】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	順位	実額(円)	順位	実額(円)	順位	実額(円)
全国計		940,512		948,733		968,102
北海道	7	1,065,080	8	1,071,635	8	1,085,472
青森	44	811,423	45	801,072	44	833,348
岩手	46	767,405	46	773,693	46	787,277
宮城	35	842,258	37	846,266	36	865,770
秋田	45	808,732	44	809,284	45	819,523
山形	39	835,670	38	844,933	38	860,071
福島	43	817,047	43	822,782	43	835,892
茨城	38	839,082	40	839,170	39	859,269
栃木	40	833,341	39	839,196	42	848,601
群馬	33	858,693	33	874,070	34	875,190
埼玉	37	840,668	36	848,959	37	863,255
千葉	41	825,420	41	834,138	41	849,441
東京	24	937,805	20	962,272	20	976,755
神奈川	30	874,502	30	890,795	30	907,895
新潟	47	754,149	47	763,869	47	775,287
富山	25	929,039	26	933,261	26	951,400
石川	17	971,667	18	973,532	17	998,237
福井	27	918,020	29	914,907	29	924,296
山梨	31	861,783	31	878,436	33	878,283
長野	34	842,323	35	852,820	35	867,944
岐阜	32	860,519	32	874,913	31	891,406
静岡	42	819,134	42	831,422	40	851,324
愛知	21	947,455	22	957,516	19	985,380
三重	36	840,847	34	857,924	32	882,603
滋賀	29	908,783	27	928,380	27	948,480
京都	12	1,027,254	12	1,038,701	13	1,045,302
大阪	9	1,062,990	6	1,087,577	6	1,106,041
兵庫	14	1,010,760	14	1,029,830	15	1,037,973
奈良	26	928,775	23	945,246	24	956,609
和歌山	20	956,015	19	970,976	21	973,380
鳥取	22	945,251	24	944,872	23	956,804
島根	23	938,441	25	943,169	25	955,009
岡山	18	967,452	17	978,051	16	1,000,456
広島	11	1,039,324	11	1,042,089	11	1,071,053
山口	13	1,013,444	15	1,024,487	14	1,044,523
徳島	8	1,064,552	9	1,066,457	9	1,085,079
香川	16	985,894	16	988,574	18	996,488
愛媛	19	963,074	21	961,656	22	972,016
高知	2	1,172,055	2	1,154,017	2	1,169,265
福岡	1	1,173,102	1	1,175,624	1	1,195,147
佐賀	5	1,084,321	4	1,112,558	4	1,116,092
長崎	4	1,088,251	5	1,087,919	5	1,107,194
熊本	6	1,075,429	7	1,083,442	7	1,103,868
大分	10	1,052,999	10	1,053,623	10	1,075,187
宮崎	28	911,360	28	915,026	28	939,004
鹿児島	3	1,110,475	3	1,125,145	3	1,136,846
沖縄	15	1,002,500	13	1,036,191	12	1,058,740

(注) 1. 厚生労働省医療保険データベース

『「後期高齢者医療事業状況報告」(年報: 確報) 令和5年度版』より抜粋。

2. 「年度」は「3月から2月診療分の12ヶ月」。

3. 「1人当たり医療費」は当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したものの。

○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康支援を行い適切な医療や介護サービスにつなげることで、生活習慣病の重症化予防や介護予防を促進し、健康寿命の延伸を図るため、市町村への事業委託により、高齢者の保健事業と市町村における介護予防事業等の一体的な実施に取り組んでいる。

- (※1) ハイリスクアプローチ → 疾患を発症しやすい高リスクの個人を対象に行動変容を促すことを目的とするアプローチ
 (※2) ポピュレーションアプローチ → リスク要因の有無で対応を分けず、集団全体へ働きかけて全体的にリスクを下げることを目的とするアプローチ

(1) 令和7年度の市町村の実施見込み

令和7年4月1日現在

市町村	日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ (※1)							ポピュレーションアプローチ (※2)		
			低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者	健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり
			低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防(糖尿)	(生活習慣病)重症化予防					
1 大阪市	66	66	○	○	○		⑤その他		○	○	○	
2 堺市	21	21	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良 ④腎機能不良		○	○	○	
3 岸和田市	6	6	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	
4 豊中市	7	7		○	○					○	○	
5 池田市	2	2	○	○		①コントロール不良 ②中断 ③フレイル	④腎機能不良		○	○	○	○
6 吹田市	6	6	○	○			⑤その他		○	○	○	○
7 泉大津市	1	1	○	○		①コントロール不良				○	○	○
8 高槻市	4	4					⑤その他		○	○	○	
9 貝塚市	3	3						①多剤 ③その他	○	○	○	
10 守口市	6	4	○		○	①コントロール不良 ②中断 ③フレイル			○	○	○	
11 枚方市	13	13		○			⑤その他		○	○	○	
12 茨木市	5	5		○	○		①コントロール不良		○	○		
13 八尾市	5	16			○				○	○	○	
14 泉佐野市	5	5	○						○	○	○	
15 富田林市	3	3	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	①コントロール不良 ②中断 ④腎機能不良		○	○	○	○
16 寝屋川市	6	5	○	○	○				○	○	○	○
17 河内長野市	6	6	○	○		①コントロール不良	①コントロール不良		○	○		
18 松原市	4	4				①コントロール不良		①多剤		○	○	○
19 大東市	1	1				①コントロール不良				○	○	○
20 和泉市	4	4	○	○					○	○	○	

市町村	日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ（※1）						ポピュレーションアプローチ（※2）				
			低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者	健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり	
			低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防（糖尿）	重症化予防（生活習慣病）						
21	箕面市	14	14	○	○		⑤その他		○	○	○	○	
22	柏原市	1	1	○			①コントロール不良	①コントロール不良	○	○	○		
23	羽曳野市	3	3	○	○	○	①コントロール不良			○	○	○	
24	門真市	5	5	○	○	○			○	○	○		
25	摂津市	2	2			○			○	○	○		
26	高石市	3	3						○	○	○	○	
27	藤井寺市	1	1	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	①コントロール不良 ②中断 ⑤その他	○	○	○		
28	東大阪市	25	25		○		③フレイル併存	③フレイル併存		○	○		
29	泉南市	4	4	○					○	○	○	○	
30	四條畷市	3	3	○			①コントロール不良	①コントロール不良	①多剤 ③その他	○	○	○	
31	交野市	1	1				①コントロール不良	④腎機能不良	③その他	○	○	○	
32	大阪狭山市	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○		
33	阪南市	4	4		○		①コントロール不良			○	○		
34	島本町	1	1	○	○				○	○	○		
35	豊能町	1	1			○				○			
36	能勢町	1	1		○			①コントロール不良		○	○	○	
37	忠岡町	1	1	○					○	○	○		
38	熊取町	1	1	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良	○	○	○		
39	田尻町	1	1		○	○			○	○	○	○	
40	岬町	1	1	○	○		①コントロール不良	⑤その他	①多剤 ②睡眠	○	○	○	
41	太子町	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良 ②中断		○	○	○	
42	河南町	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○		
43	千早赤阪村	1	1	○	○	○	①コントロール不良	⑤その他		○	○	○	
合計		251	259	26	26	21	22	23	5	34	43	39	18

重症化予防（糖尿）：①コントロール不良 ②中断 ③フレイル併存
重症化予防（生活習慣病）：①コントロール不良 ②中断 ③フレイル併存 ④腎機能不良未受診 ⑤その他
服薬：①多剤 ②睡眠薬 ③その他

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための広域連合の取組

取組内容		概要	令和7年度(計画)
①	データヘルス計画実施に伴う分析事業 (令和元年度～)	市町村の健康課題の抽出等を支援するため、健康診査結果やレセプト等の分析結果を市町村へ提供	・令和6年度の健康診査結果、歯科健康診査結果、レセプト等を分析
②	ICTを活用した分かりやすい健康診査通知事業 (令和元年度～)	被保険者の主体的な健康づくりを支援するため、ICT等を活用して分かりやすく健康診査・歯科健康診査の結果を通知	・健康診査結果通知 4,000人 ・歯科健康診査結果通知 10,000人
③	高齢者のフレイル予防のための情報提供事業 (令和2年度～)	フレイル予防に関する意識を醸成するため、健康診査・歯科健康診査結果からフレイルのおそれのある対象者を抽出し情報提供書を送付	・健康診査結果通知 8,000人 ・歯科健康診査結果通知 6,000人
④	一体的実施を推進するための市町村職員研修 (令和2年度～)	一体的実施に従事する市町村職員を対象に、専門研修及びKDBシステムの活用研修を大阪府国民健康保険団体連合会と連携して開催	・1回目 令和7年8月18日 ・2回目 令和7年11月20日
⑤	一体的実施に係る医療関係団体との連携促進 (令和2年度～)	一体的実施の推進に向けて各地域医療関係団体の理解・協力を促進するため、事業の意義や医療関係団体の役割等について研修や説明会を開催	・医師会(予定) ・歯科医師会(予定) ・薬剤師会 令和7年5月17日
⑥	一体的実施に係る事業評価 (令和2年度～)	大阪府国民健康保険団体連合会のヘルスサポート事業(保健事業支援・評価委員会)等を活用し、一体的実施に係る保健事業の評価を実施し市町村へ還元	・ワーキングチーム4回(予定) ・保健事業支援評価委員会(予定)
⑦	一体的実施に係る企画・調整担当者等連絡会議 (令和2年度～)	一体的実施の円滑な推進に向けて、各市町村の企画・調整担当職員間の連携及び事業実施に必要な情報共有を行うとともにスーパーバイザーによる技術的助言を実施。また担当職員の事務負担軽減のため、Q&Aや交付金申請書作成マニュアル等を作成 市町村への効果的な支援内容の検討及び関係機関の役割の明確化を図るため連絡会議を開催	・1回目 令和7年5月15日 ・2回目 令和7年10月(予定) ・3回目 令和8年1月(予定) ・関係機関連絡会議 令和8年3月(予定)
⑧	健康寿命延伸を目指した歯科健康診査データ研究分析事業 (令和3年度～)	歯科健康診査結果及びレセプト等の分析により、口腔状態と要介護状態につながる疾病との関係等を明らかにし市町村へ提供	・歯科健康診査：平成30年度～令和6年度 ・健康診査結果：平成28年度～令和6年度 ・レセプト：平成29年度～令和6年度等を分析

令和6年度 健康診査受診状況（4月～3月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 令和5年度 受診率
1	豊能町	5,183	98	5,085	2,785	0	70	2,855	56.15%	49.86%
2	池田市	16,483	309	16,174	7,264	0	122	7,386	45.67%	44.79%
3	藤井寺市	10,250	168	10,082	4,042	0	96	4,138	41.04%	40.64%
4	千早赤阪村	1,370	20	1,350	456	0	37	493	36.52%	36.21%
5	吹田市	51,218	878	50,340	17,750	0	390	18,140	36.03%	36.64%
6	和泉市	25,579	428	25,151	8,485	0	494	8,979	35.70%	35.86%
7	羽曳野市	18,832	478	18,354	6,145	0	274	6,419	34.97%	33.23%
8	河南町	2,889	44	2,845	526	396	54	976	34.31%	35.32%
9	高槻市	60,759	945	59,814	19,656	0	735	20,391	34.09%	33.40%
10	河内長野市	20,850	339	20,511	6,537	0	257	6,794	33.12%	32.91%
11	大阪狭山市	9,387	148	9,239	2,867	0	101	2,968	32.12%	32.74%
12	箕面市	20,489	370	20,119	5,591	0	728	6,319	31.41%	30.96%
13	富田林市	18,705	468	18,237	5,253	0	371	5,624	30.84%	31.44%
14	寝屋川市	38,502	457	38,045	11,076	0	354	11,430	30.04%	29.80%
15	柏原市	11,396	149	11,247	3,138	0	219	3,357	29.85%	30.42%
16	八尾市	41,976	627	41,349	11,364	419	531	12,314	29.78%	28.44%
17	太子町	2,238	28	2,210	609	0	49	658	29.77%	30.09%
18	泉大津市	10,466	204	10,262	2,922	0	94	3,016	29.39%	27.67%
19	茨木市	39,182	642	38,540	9,602	901	271	10,774	27.96%	27.57%
20	門真市	19,165	269	18,896	5,205	0	74	5,279	27.94%	27.92%
21	田尻町	1,127	30	1,097	235	64	6	305	27.80%	25.72%
22	島本町	5,027	74	4,953	1,315	0	46	1,361	27.48%	26.61%
23	能勢町	2,156	48	2,108	345	203	26	574	27.23%	23.99%
24	枚方市	64,439	850	63,589	15,766	0	824	16,590	26.09%	24.61%
25	大東市	18,561	236	18,325	4,262	0	346	4,608	25.15%	25.18%
26	高石市	8,877	165	8,712	1,671	292	149	2,112	24.24%	23.67%
27	熊取町	7,068	140	6,928	1,042	463	163	1,668	24.08%	22.85%
28	四條畷市	8,629	206	8,423	1,902	0	121	2,023	24.02%	23.68%
29	堺市	130,929	2,448	128,481	27,793	0	2,684	30,477	23.72%	23.01%
30	忠岡町	2,659	64	2,595	593	0	18	611	23.55%	21.53%
31	泉佐野市	14,510	341	14,169	2,989	123	156	3,268	23.06%	21.55%
32	泉南市	9,987	273	9,714	1,841	0	371	2,212	22.77%	21.78%
33	貝塚市	12,711	362	12,349	2,655	0	127	2,782	22.53%	22.11%
34	豊中市	59,367	1,087	58,280	12,267	0	847	13,114	22.50%	22.01%
35	交野市	13,074	192	12,882	2,666	0	225	2,891	22.44%	21.75%
36	東大阪市	74,989	1,074	73,915	15,948	0	375	16,323	22.08%	21.28%
37	岸和田市	29,101	623	28,478	5,799	0	437	6,236	21.90%	20.67%
38	松原市	20,460	235	20,225	4,029	0	151	4,180	20.67%	19.83%
39	摂津市	12,566	238	12,328	1,393	1,089	56	2,538	20.59%	20.18%
40	守口市	22,953	317	22,636	1,459	2,269	121	3,849	17.00%	15.76%
41	大阪市	349,303	8,111	341,192	52,790	1,636	2,671	57,097	16.73%	16.00%
42	岬町	3,434	61	3,373	296	126	131	553	16.39%	15.20%
43	阪南市	9,780	186	9,594	1,122	252	148	1,522	15.86%	15.09%
合計		1,306,626	24,430	1,282,196	291,451	8,233	15,520	315,204	24.58%	23.87%

※対象者数は、受診券データ抽出日(4月1日)の被保険者数から健診対象外者数を除いた数

令和6年度 歯科健康診査受診状況（4月～3月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	受診者数	受診率	◎参考 令和5年度 受診率
1	茨木市	39,182	642	38,540	9,699	25.17%	24.93%
2	箕面市	20,489	370	20,119	4,586	22.79%	23.40%
3	豊能町	5,183	98	5,085	1,052	20.69%	20.97%
4	和泉市	25,579	428	25,151	5,159	20.51%	21.71%
5	八尾市	41,976	627	41,349	8,060	19.49%	20.17%
6	藤井寺市	10,250	168	10,082	1,954	19.38%	19.67%
7	河内長野市	20,850	339	20,511	3,744	18.25%	19.37%
8	吹田市	51,218	878	50,340	8,904	17.69%	18.69%
9	田尻町	1,127	30	1,097	178	16.23%	15.62%
10	泉佐野市	14,510	341	14,169	2,264	15.98%	14.97%
11	島本町	5,027	74	4,953	782	15.79%	15.45%
12	富田林市	18,705	468	18,237	2,818	15.45%	15.71%
13	柏原市	11,396	149	11,247	1,690	15.03%	15.34%
14	東大阪市	74,989	1,074	73,915	11,093	15.01%	15.06%
15	羽曳野市	18,832	478	18,354	2,730	14.87%	14.46%
16	寝屋川市	38,502	457	38,045	5,627	14.79%	15.74%
17	高石市	8,877	165	8,712	1,247	14.31%	14.22%
18	忠岡町	2,659	64	2,595	371	14.30%	14.14%
19	千早赤阪村	1,370	20	1,350	191	14.15%	13.04%
20	泉大津市	10,466	204	10,262	1,449	14.12%	14.41%
21	摂津市	12,566	238	12,328	1,718	13.94%	14.16%
22	四條畷市	8,629	206	8,423	1,173	13.93%	13.57%
23	守口市	22,953	317	22,636	3,137	13.86%	14.04%
24	貝塚市	12,711	362	12,349	1,692	13.70%	13.48%
25	熊取町	7,068	140	6,928	885	12.77%	14.81%
26	大東市	18,561	236	18,325	2,340	12.77%	14.10%
27	高槻市	60,759	945	59,814	7,219	12.07%	12.98%
28	能勢町	2,156	48	2,108	251	11.91%	11.90%
29	大阪市	349,303	8,111	341,192	40,244	11.80%	12.24%
30	大阪狭山市	9,387	148	9,239	1,075	11.64%	12.76%
31	池田市	16,483	309	16,174	1,878	11.61%	12.61%
32	豊中市	59,367	1,087	58,280	6,766	11.61%	11.76%
33	河南町	2,889	44	2,845	320	11.25%	11.04%
34	門真市	19,165	269	18,896	2,098	11.10%	9.47%
35	枚方市	64,439	850	63,589	6,672	10.49%	10.28%
36	岸和田市	29,101	623	28,478	2,986	10.49%	9.57%
37	堺市	130,929	2,448	128,481	12,603	9.81%	9.94%
38	泉南市	9,987	273	9,714	948	9.76%	10.31%
39	松原市	20,460	235	20,225	1,963	9.71%	9.80%
40	太子町	2,238	28	2,210	193	8.73%	9.50%
41	交野市	13,074	192	12,882	1,112	8.63%	9.43%
42	阪南市	9,780	186	9,594	698	7.28%	7.07%
43	岬町	3,434	61	3,373	147	4.36%	4.64%
合計		1,306,626	24,430	1,282,196	171,716	13.39%	13.70%

※対象者数は、受診券データ抽出日(4月1日)の被保険者数から健診対象外者数を除いた数